

事例 3：岩泉町（岩手県）
平成 28 年台風第 10 号
発災日：2016 年 8 月 30 日

特徴

- 平成 28 年台風第 10 号（2016 年 8 月）による土砂災害で、橋や道路が寸断され、町の各地区が孤立し、広範囲に被害が点在したため、町内全ての世帯の情報を把握することに時間がかかった。加えて、町の人口に比較して、町の面積が広い（992 km²。東京 23 区の 1.5 倍程度。）、個別訪問にも時間を要した。
- 2017 年 1 月に、東日本大震災の被災者を支援している NPO や弁護士により、任意団体「岩泉よりそい・みらいネット」が設立された。岩泉よりそい・みらいネットは、被災者の相談窓口を設置し、住家被害の有無に関係なく、被災による困りごとや悩みごとといったあらゆる課題を、相談窓口を通じて解決に導くという手法により、官民が連携をしながら、岩泉町全体の被災者の生活再建を進めた。
- 岩泉町は、民間支援団体が主体となり、民間資金を活用することで、災害ケースマネジメントを始めた事例であるとともに、厚生労働省のモデル事業などを活用し、複数の財源を組み合わせ、被災者支援を実施した事例である。



＜国道 445 号線岩泉橋付近の被害状況＞

被災状況等

町の人口	9,947 人（4,587 世帯）（2016 年 8 月 31 日時点）
被災状況	・ 死者：26 名 ・ 住家被害：全壊 453 棟、大規模半壊 236 棟、半壊 255 棟、半壊に至らない 41 棟 ・ 非住家被害：全壊 536 棟、大規模半壊 298 棟、半壊 73 棟、半壊に至らない 24 棟
災害の概要	・ 岩手県沿岸部から上陸した台風であり、1 時間で 70.5 ミリという観測史上最高の雨量を計測した。集中的な豪雨により、河畔林の木材が河川に流出し、橋に引っかかり河川をせき止めたため、河川の水位が急上昇し、町の中心部を流れる小本川が氾濫した。また、橋や道路が寸断され、役場や各地区が孤立し、停電により翌朝まで被害等の把握ができないう状況であった。 ・ 台風上陸前に避難所を開設していたものの、自宅に取り残される人も多かった（最大 33 地区、873 人（428 世帯）が孤立した。2016 年 9 月 19 日に孤立解消。） ・ 詳細は、『平成 28 年台風 10 号豪雨災害「復旧の記録」ふるさと岩泉の再生へ』を参照。 https://www.town.iwazumi.lg.jp/docs/2018032000019/

総論

災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要

<経緯・背景>

- 平成 28 年台風第 10 号により被災した岩泉町では、東日本大震災の際に被災者支援を経験している岩手県内の多数の民間支援団体が、被災者支援にあたった。
- 東日本大震災では、住家に被害がない世帯であっても被災後の生活に困る被災者が多かったことから、その経験を踏まえ、平成 28 年台風第 10 号での対応では、住家被害の有無に関係なく被災者支援を行う必要があると考え、2017 年 1 月、「岩泉よりそい・みらいネット」（任意団体）を立上げた。この団体を中心として、支援対象者を限定しない包括的な相談窓口を、団体名と同じ「岩泉よりそい未来ネット」という名称により、NPO 法人クチェカ、岩手県弁護士会とともに設置した。

※岩泉よりそい・みらいネット：

2017 年 1 月に、NPO 法人フードバンク岩手と岩手弁護士会が主体となり、町、岩泉町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）等と協力して設立された。2018 年からは一般社団法人として、東日本大震災と平成 28 年台風第 10 号における被災者の生活再建の相談窓口の運営を行っている。

※NPO 法人クチェカ：

岩泉町で障害者支援を行う NPO 団体であり、障害者の居場所づくり（地域活動支援センター）の運営、相談支援事業などを手掛けている。

<取組概要>

- 「岩泉よりそい・みらいネット」を中心に、毎週 1 回相談窓口を開設した（電話では随時対応）。また、直接の相談要望や、自家用車などの移動手段を所有していない相談者に対しては、訪問による相談を実施。
- 相談窓口は、午前と午後で開設場所を変更することにより、町全域で相談を受けられるよう工夫した。
- 岩泉よりそい・みらいネット単独では解決できない事例や、町社協や保健師の窓口だけでは対応できないような事例は、その都度、関係者間で情報共有を行う会議（ケースカンファレンス）を実施している（会議参加主体：岩泉町役場、町社協、岩泉よりそい・みらいネット）。

災害ケースマネジメントを実施したことによる効果

- 町内のみにとどまらず、町内外の多くの関係機関・支援団体が連携したことで、多様な観点や相談手法により、被災者支援のきっかけを作ることができた。また、支援対象者への支援においても、相談できる対象の幅が広がり、被災者による課題の抱え込みを防ぐことができた。
- 従来の岩泉町役場では、困りごとを抱えた被災者に対し、担当部署を案内するだけで、庁内で情報が共有されることがなかった。しかし、今回の災害対応においては、東日本大震災の経験を踏まえ、町が岩泉よりそい・みらいネットと協働し、包括的な相談窓口を立ち上げたことにより、庁内の関係部署や関係機関が連携して、被災者が抱える課題への対応を検討することができるようになり、庁内の関係部署間の連携も良くなった。
- 岩泉よりそい・みらいネットの支援活動については、住家の被害の有無に関係なく支援対象者とした点が特徴である。

- 災害発生時に、岩泉町に住民票がない世帯からの相談、住居以外の資産や仕事等をはじめとした様々な相談や悩みごとに寄り添うことで、結果的に、災害後に孤立する方や生活再建の目処が立たない方に対応することができた。

災害ケースマネジメントを実施してみたの反省点・改善点

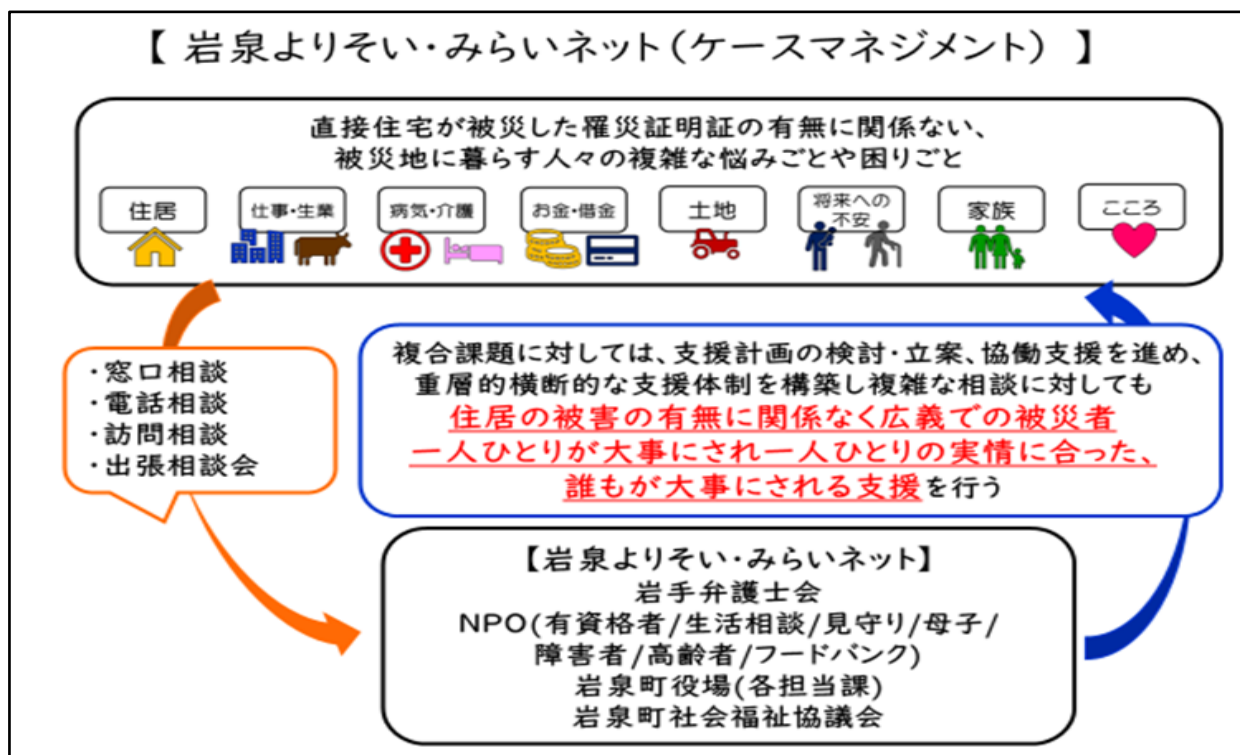
- 災害ケースマネジメントを実施するにあたり、岩泉よりそい・みらいネットを設立して相談窓口を開始するまでに、発災から4か月を要した。発災後4か月の間に、困りごとや悩みごとを抱えながらも相談ができなかった方が多くいたと思われる。
- 岩泉よりそい・みらいネットの設立に際し、人材、活動費、開設する場所の確保が主な課題であった。人材については、経験者はいたが、他に職を持っている場合もあり、兼務の兼ね合いで難しい部分があった。
- 災害発生後に、災害ケースマネジメントの仕組みを一から作るのは困難なため、平時から幅広い分野の多様な機関との信頼関係・連携を構築し、災害時に、素早く対応をとることができるように備えておくことが重要と考える。
- 特に、地域資源（NPO や士業等）が少ない地域では、地域外の経験を有する支援団体等とも、災害直後に円滑に協働ができるよう、行政側にも受援力が求められる。
- 平時から連携しておく支援団体を今後も増やすことで、対応できる課題や支援の幅をより広げられれば良いと考える。

今後の展望

- 平時から、地域振興協議会（地区単位の住民組織）とのつながりを強め、災害時に、相談の糸口として機能できるように周知する。
- 相談窓口に寄せられた相談内容については、長期の継続的な支援を要するものも多いため、岩泉よりそい・みらいネットが、町と協力して事業資金を担保するなど、来年度以降も継続可能な体制の整備が必要である（厚生労働省の重層的支援体制整備事業の活用を検討中）。
- 相談窓口で相談が集中してしまうと、適切な対応が困難になる場合も考えられるため、全てを一か所の相談窓口で解決するのではなく、相談窓口を他機関とも課題を共有する場とし、町全体の取り組みとしていくことが求められる。

各論

(1) 災害ケースマネジメントの実施体制



(出典：NPO 法人フードバンク岩手資料)

<人員体制>

2016 年度	(任意団体) 岩泉よりそい・みらいネット 2～3 名、NPO 法人クチエカ 2 名、弁護士 1～2 名
2017 年度	一般社団法人岩泉よりそい・みらいネット 1～2 名、NPO 法人クチエカ 1 名、弁護士 1 名
2018～2019 年度	一般社団法人岩泉よりそい・みらいネット 1 名、NPO 法人クチエカ 1 名、弁護士 1 名
2020 年度	NPO 法人クチエカ 1 名、一般社団法人岩泉よりそい・みらいネット 0～1 名、弁護士 1 名
2021 年度	NPO 法人クチエカ 1 名、弁護士 1 名

- 岩泉よりそい・みらいネットの体制としては、支援にあたった NPO 法人フードバンク岩手、町社協を中心に立ち上げた任意団体が主となって運営、岩手県弁護士会からの協力体制の中に位置付けている。
- 2020 年 4 月、事業主体について、一般社団法人岩泉よりそい・みらいネットから NPO 法人クチエカへ移行。

(2) 災害ケースマネジメントの支援対象者・把握方法、支援の実施方法

<支援対象者・把握方法>

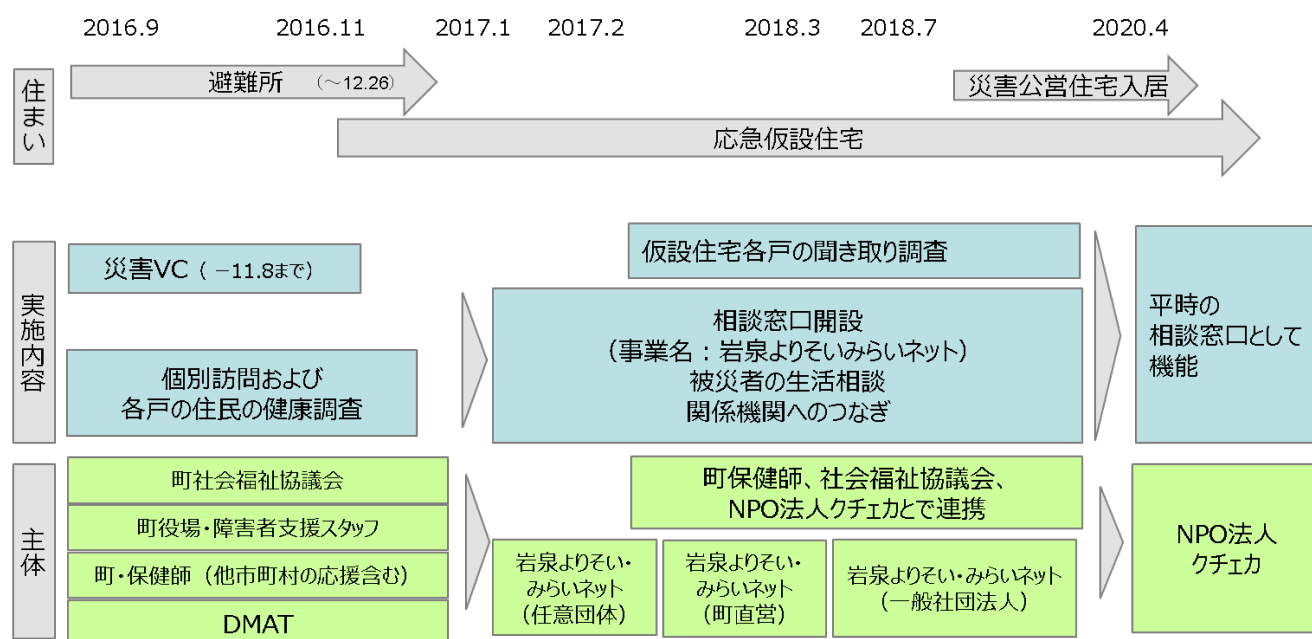
- 全ての岩泉町民（4,587 世帯：2016 年 8 月 31 日時点）を支援対象として、町の広報誌や IP 電話を通じて、毎月の相談会の案内を年に数回実施し、町広報誌と一緒に相談会のチラシを全戸に配布した。

- 避難生活段階では、町保健師、他市町村の応援職員、DMAT（災害派遣医療チーム）スタッフや障害者支援団体を中心として、各避難所及び在宅避難者を巡回するとともに、罹災証明書発行世帯全てに対して個別訪問を実施し、その際に相談があった方を支援対象とした。
- 応急仮設住宅段階においても、町保健師、町役場の生活再建支援室、町社協や地元 NPO 法人クチェカが連携して応急仮設住宅各戸の聞き取り調査を実施した。そこで課題が明らかになった世帯も支援対象とした。
- 相談窓口開設後は、窓口業務だけではなく、個別訪問（相談窓口に来ることができない高齢者、過去の相談者へのアフターケア）を行うとともに、継続してニーズの把握と相談窓口の周知を行っている。

<支援の実施方法>

- 毎週金曜 10 時～16 時で相談窓口を開設（電話対応は毎日）。午前と午後の相談窓口の開設場所を変更し、町全域で相談を受けられるようにしている（午前は役場本所又は町保健所内に設置。午後は別の支所に設置。）。
- 自家用車等の移動手段を持たない相談者に対しては、訪問相談を実施している。
- 岩泉よりそい・みらいネット単独では解決できない事例や、町社協や保健師の窓口だけでは対応できないような事例は、その都度、関係者間でケースカンファレンスを実施している（会議参加主体：岩泉町役場、町社協、岩泉よりそい・みらいネット）。

（３）災害フェーズ・時系列ごとの取組内容



※上記の「実施内容」の支援の実施に当たって、活用した予算制度等

- ・ 災害救助法
- ・ 中央共同募金
- ・ 平成 28 年台風第 10 号被災者に対する見守り・相談支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）
- ・ 平成 28 年台風第 10 号被災者見守り・相談支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）
- ・ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）

- ・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）

<避難生活段階>

- 発災当初（2016 年 9 月）は、町保健師や他の市町村の応援職員、DMAT、障害者支援施設の職員等で個別訪問を行い、住民の健康調査を実施していたが、2016 年 12 月末で終了した。

<応急仮設住宅段階以降>

- 2017 年 1 月より、岩泉よりそい・みらいネット（任意団体）が中心となり、相談窓口を開設、民間資金（中央共同募金会の助成金）を活用した相談支援を開始。
- 2017 年 2 月より、町は、「平成 28 年台風第 10 号被災者に対する見守り・相談支援事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）を活用し、町保健師、町社協、NPO 法人クチエカが連携をして、応急仮設住宅入居者の聞き取り調査を行うようになった。
- 応急仮設住宅の聞き取り調査により把握された相談内容については、岩泉よりそい・みらいネットにつなぐという協働体制が構築された。

相談支援に係る実施主体・事業予算		
時 期	実施主体	予 算
2016 年 8 月 30 日～ 12 月 26 日	岩泉町、岩手県、他市町村（岩手県より応援依頼）の保健師（※避難所閉鎖まで）	・ 各自治体の予算
2017 年 1 月 20 日～ 2018 年 7 月 3 日	岩泉よりそい・みらいネット （任意団体）	・ 2017 年 1 月 20 日～ 5 月 31 日 中央共同募金会（申請主体：いわて連携復興センターが幹事団体となり、支援活動に入る NPO が活用） ・ 2017 年 6 月 1 日～ 6 月 30 日 NPO 法人クチエカの独自予算を活用 ・ 2017 年 7 月 1 日～2018 年 7 月 3 日 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業） ※町事業として相談員等への謝金支払い
2017 年 2 月 1 日～ 2020 年 3 月 31 日	町保健師、町の生活再建支援室、 NPO 法人クチエカ、町社協	・ 2017 年 2 月 1 日～2018 年 3 月 31 日 平成 28 年台風第 10 号被災者に対する見守り・相談支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金） ・ 2018 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日 平成 28 年台風第 10 号被災者見守り・相談支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）
2018 年 7 月 14 日～ 2020 年 3 月 31 日	一般社団法人岩泉よりそい・みらいネット（2018 年 2 月 13 日設立） へ委託	・ 2018 年 7 月 14 日～2019 年 3 月 31 日 平成 30 年度「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」（モデル事業） ・ 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日 令和元年度「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」（モデル事業）
2020 年 4 月 1 日～ 現在	NPO 法人クチエカへ委託	・ 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」
※備考	現在、一般社団法人岩泉よりそい・みらいネットは休止し、NPO 法人クチエカに事業移行。 ※将来的に、重層的支援体制整備事業の活用を検討	

（４）災害ケースマネジメントの実施に当たっての関係者での情報共有方法

＜支援団体間の情報共有会議＞

- 「ボランティア連絡会議」を発災当初（2016 年 9 月）は週 1 回、状況が落ち着いてきたら、月 1 回のペースで実施。第 1 回は、2016 年 9 月 12 日に実施し、町保健福祉課、岩手県社会福祉協議会、岩手県沿岸広域振興局、家屋保全作業に取り組む NPO、福祉的な活動を行う NPO、青年会議所等が参加。
- 発災後 7 日目から、「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」を町保健所主催で開催。2016 年 9 月中は、毎日開催し、その後は随時開催とし、2016 年 12 月 28 日まで（延べ 46 回）開催した。参加者は、県保健所、町保健師、医療関係者、町社協、福祉関係者等。

＜ケースカンファレンス＞

- 岩泉よりそい・みらいネット単独では解決できない事例、町社協や町保健師の窓口だけでは対応できないような事例は、その都度、関係者間でケースカンファレンスを実施している（会議参加主体：岩泉町役場、町社協、岩泉よりそい・みらいネット）。

（５）被災者台帳等の活用・共有の状況

＜被災者台帳の作成・共有＞

- 被災者台帳は、被災者台帳システムを利用し、役場の関係各課から収集した住民の情報をもとに担当課（町保健福祉課生活再建支援室）で作成。
- 2017 年から町役場、町社協、NPO 法人クチェカで個別訪問を分担して行う際に、どの地区に何人の被災者がいるかを把握するため、被災者台帳を活用した。被災者台帳の記載事項を基に、重点的に訪問する必要がある人の情報も共有した。

＜アセスメントシートの活用等＞

- 健康被害調査票：発災初期の各自治体の保健師等による健康調査で活用したもの。
- 生活支援シート（被災者台帳）：罹災証明書の発行時だけでなく、行政の中で相談を受けたケースについても、このシートに情報を集約、被災者台帳として別途エクセルで一覧を作成している。
- 在宅生活者調査票：保健師を中心に、在宅生活者の個別訪問時に利用した調査票。
- 岩泉よりそい・みらいネット相談シート：岩泉よりそい・みらいネットが相談内容の記録及び共有のために使用。

＜個人情報の関係者間での共有、それに伴う本人同意の取得＞

- 被災者台帳作成時点では、被災者本人の同意は得ていない。状況が落ち着いたタイミングで関係機関とつなぐ際に個人情報が必要になったため、個別に確認を行った。
- 当時、岩泉よりそい・みらいネットの窓口は町役場内にあったため、同行支援が行いやすく、その後、本人同意を得て支援を行った。

（６）個別ケースの事例

特徴的な支援ケース① 母（70代）と息子（50代）の2人世帯

- 平成28年台風第10号により、自宅が全壊したため、応急仮設住宅に入居した。中古物件購入で住まいを再建した。町復興課実施の生活再建に関する意向調査により、災害公営住宅を希望するが、家賃が払えない旨の記述があったため復興課より紹介があり、岩泉よりそい・みらいネットの相談員や保健師などと共に訪問を行った。
- 息子は、腕の筋力が低下する症状があり、10年以上無職の状態だったが、2017年7月に筋緊張性ジストロフィーの診断を受けた。主治医より、今後症状が良くなることはないため、半年毎の経過観察で様子を見ていくとの話がなされた。国民年金については、保険料の納付免除申請等をその都度行っていた。障害年金については、神経内科の医師より症状の進行が進めば身体障害者手帳の交付を受けることもあり得るとの話があったが、特定疾病の認定申請などいくつかの手続きが必要となっていた。
- 貯蓄と母の年金で暮らしており、現時点では問題ないものの、この先家賃や医療費が増加すると支払いが難しいと考えられる。また、息子の症状の進行により今後福祉サービスの利用も必要になってくるため、今後を想定して、定期的な訪問による関係構築を目指し、活用できる公的支援制度の利用を薦めている。母親の方には、サロンなどを案内し、一人で悩みを抱え込まないように話を聞く機会を定期的にもっている。

特徴的な支援ケース② 知的障害、家族問題など複数の課題を抱えるケース

- 知的障害があり、障害年金（1級）を受給している60代の女性。家族はいるが実質一人暮らしであった。夫は介護老人保健施設に入所しており、1人いる息子は関東地方で独立して生活している。
- 平成28年台風第10号により、自宅に加え、近くの義母宅も全壊。避難所での生活を経て、応急仮設住宅に入居した。しかし、応急仮設住宅に馴染めず、息子宅へ2年半ほど自主避難。その後、2019年10月に、義母と同居する形で新築の町営住宅に入居。
- しかし、2020年になって、夫の施設利用料の滞納が明らかになり、岩泉よりそい・みらいネットに相談に訪れた。
- 関係機関による調査の結果、息子が女性の名義で複数の借入れをし、返済できていないこと発覚。更に、女性が息子宅へ自主避難したことがきっかけで、息子が、女性の銀行口座のキャッシュカードを所持しており、女性の障害年金等を自由に引き出していることなどが分かり、これが夫の施設利用料の滞納の原因と分かった。
- このため、岩泉よりそい・みらいネットの相談員が女性を弁護士につなぎ、債務整理を行うとともに、日常生活自立支援事業の活用へつなげた。

(7) 被災者台帳やアセスメントシート等の活用したツール

<保健師等が活用した健康被害調査票>

- 発災初期の各自治体の保健師等による健康調査で活用したもの。

様式15

水害による健康被害調査票

				地区名・No.			
調査月日	令和	年	月	日(被災後)	日目	調査者所属	
調査方法	1訪問	2電話	3来所	4その他()		調査者氏名	
氏名	(世帯主)					被調査者	
住所	市・町					電話	
被害状況	0被害なし 1床下浸水 2床上浸水(cm) 3その他()						
清潔	飲料水	1上水道のみ 2上水道、井戸水 3井戸水のみ				特記事項	
		0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
	手洗い	0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
	消毒	0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
食生活		0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
介護		0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
精神面		0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
環境	トイレ	1浄化槽 2くみ取り式 3その他()					
		0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
	ゴミ	0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
	下水	0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
	泥	0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
受診状況		0問題なし 1問題あり 2早急に改善の必要あり					
家族の状況	種別※	氏名	年齢	消化器症状		症状出現時期	備考※
				0なし 1腹痛 2下痢 3嘔気 4嘔吐 5発熱 6頭痛 7その他()		月 日	
				0なし 1腹痛 2下痢 3嘔気 4嘔吐 5発熱 6頭痛 7その他()		月 日	
				0なし 1腹痛 2下痢 3嘔気 4嘔吐 5発熱 6頭痛 7その他()		月 日	
				0なし 1腹痛 2下痢 3嘔気 4嘔吐 5発熱 6頭痛 7その他()		月 日	
				0なし 1腹痛 2下痢 3嘔気 4嘔吐 5発熱 6頭痛 7その他()		月 日	
自由記載							
集計用	世帯人数		人				
	消化器症状がある人数		人				
	その他症状のある人数		人				
	要フォロー者の人数		人				

※ 種別欄 1乳幼児 2小中学生 3成人 5高齢者 6妊産婦 7障害者(a身体 b精神 c知的)

※ 備考欄 既往歴、療養中の疾患、その他気になること

<在宅生活者調査票>

○ 保健師を中心に、在宅生活者の個別訪問時に利用した調査票。

在宅生活者調査票			
調 査 月 日	平成 年 月 日		
世 帯 主 氏 名		電 話	2 8 -
家 族 人 数	人		
住 所	岩泉町 字		
現在生活している場所	ア 自宅（今まで通り・2階） イ 物置 ウ その他（ ）		
今後の生活の見通し	ア 自宅 イ 自宅再建 ウ 修繕する（完成予定： 月） エ その他（ ）		
暖 房	ア 石油ストーブ イ 薪ストーブ ウ 電気こたつ エ なし オ その他（ ）		
布団・毛布	ア 十分ある イ 十分ではないがある ウ ない		
食 事	ア 調理して食べている イ インスタント食品を購入して食べている ウ 調理できない エ その他（ ）		
入 浴	ア 自宅で入浴 イ ホテル等で入浴 ウ 身体を拭いている エ 入浴していない		
ト イ レ	ア 自宅のトイレを使用 イ 仮設トイレを使用 ウ 屋外 エ その他（ ）		
困っていること			
備 考			

<生活支援シート（被災者台帳）>

- 罹災証明書の発行時だけでなく、行政の中で相談を受けたケースについて、このシートを用いて情報を集約、被災者台帳として別途エクセルで一覧を作成している。

生活支援シート（世帯の基本情報）					
地区		行政区		担当	
被災状況		罹災証明番号			
世帯番号		避難区分		初回面接日	
世帯主	(性別・昭和 年 月 日生)			職業	
罹災場所住所				連絡先①	
現在の居住形態				連絡先②	
再建方法		再建完了		仮設退去状況	
家族構成	①	***** (***** . ***** 生 . *****)	⑥	***** (***** . ***** 生 . *****)	
	②	***** (***** . ***** 生 . *****)	⑦	***** (***** . ***** 生 . *****)	
	③	***** (***** . ***** 生 . *****)	⑧	***** (***** . ***** 生 . *****)	
	④	***** (***** . ***** 生 . *****)	⑨	***** (***** . ***** 生 . *****)	
	⑤	***** (***** . ***** 生 . *****)			
生活再建に向けた各種支援申請状況及び経済状況					
基礎支援金	応急修理	義援金	加算支援金	町独自支援金	半壊支援金
生活環境調査					
調査日	現在の生活	今後の生活	暖房	毛布・布団	食事
入浴	トイレ	収入	固定電話	携帯電話	びーちゃん
備考					

訪 問 記 録

日 付	主 訴		進捗状況	0
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴		進捗状況	
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				

<岩泉よりそい・みらいネット相談シート>

- 岩泉よりそい・みらいネットが相談内容の記録及び共有のために使用。

岩泉よりそい・みらいネット 個人票

受付No.	日付	氏名	性別	生年月日	年齢
住所		地区	連絡先		家系図
相談方法	相談種別	相談種別②	被災の有無		

主訴

対応

具体的な支援方法

結果(最終相談日)	連絡先の有無

岩泉よりそい・みらいネット 個人票

受付No.	日付	氏名	性別	生年月日	年齢

支援経過①

支援経過②

(8) 関連する写真



国道 445 号線岩泉橋付近の被害状況



舞の子バス停付近の流された橋



褒綿地区に散乱するがれきや牧草ロール



乙茂地区の冠水状況



岩泉よりそい・みらいネット相談受付の様子



岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議



修繕費が足らず、トイレがなくなったままの住宅



泥に埋まった田畑